

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2020)																																																								
処分課（担当）名	同上																																																								
処分の名称	関連事業の承認申請																																																								
概要	市長は、中央卸売市場内において、関連事業を行うものに対し、承認することができます。																																																								
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第36条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第27条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第26条（昭和47年規則第8号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 関連事業者の承認に関する事務取扱要領 （中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口） 関連事業者の承認に関する要領 （中央卸売市場 南港市場担当窓口）																																																								
審査基準	<p>◎承認を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ていないものでないこと (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者でないこと (3) 申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有していること (4) 関連事業者の数が市規則で定める最高限度に達していないこと (5) 申請者が市場において行おうとする関連事業が暴力団の利益にならないこと</p> <p>○(1)の「破産者で復権を得ないもの」とは、破産手続開始決定がされ、法律上の資格制限を受けている者をいいます。免責決定を受けること等により復権します。</p> <p>○本場及び東部市場において、(3)の「知識、経験」を有するとは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。 ア 申請者が個人の場合、申請する業種の営業に1年以上従事した成人であること イ 申請者が法人の場合、申請する業種の事業の実績があるか、もしくは、役員が従事した経験があること。経験年数についてはいずれも1年以上。 ウ 申請する業種の営業のために、指定又は免許を要する業種についてはその資格を有していること エ その他、市長が適当と認める者</p> <p>○本場及び東部市場において、(3)の「資力信用」を有するとは、次の要件をすべて満たすことをいいます。 ア 申請者が開業資金を300万円以上有し、かつ、資産内容が良好なこと イ 申請者が市場関係事業者に対して著しく遅延した支払債務がないこと</p> <p>○南港市場において、(3)の「知識、経験」を有するとは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。 ア 申請する業種又はそれに準ずる業種の営業に2年以上従事した成年。ただし、法人については無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員がその過半数を占めていること。また、代表者については前述の者のうちから選出していること イ 申請する業種の営業のために、指定又は免許を要する業種についてはその資格を有すること ○南港市場において、(3)の「資力信用」を有するとは、次の要件をすべて満たしていることをいいます。 ア 申請者が個人の場合、開業資金を200万円以上有し、かつ、資産内容が良好なこと イ 申請者が法人の場合、資本金又は出資金が300万円以上で、かつ資産・財務内容が良好なこと ウ 申請者が市場関係事業者に対して著しく遅延した支払債務のないこと</p> <p>○(4)の関連事業者の最高限度数は次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本場</th> <th>東部市場</th> <th>南港市場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>冷蔵庫業</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr><td>加工業</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td></tr> <tr><td>運搬業</td><td>3</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>買出人整理業</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>食料品販売業</td><td>72</td><td>48</td><td>—</td></tr> <tr><td>運送業</td><td>9</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr><td>物品販売業</td><td>60</td><td>27</td><td>—</td></tr> <tr><td>飲食業</td><td>37</td><td>12</td><td>—</td></tr> <tr><td>金融業</td><td>4</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>理容業</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>医業（歯科医業及びマッサージ業を含む。）</td><td>3</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>郵便事業</td><td>1</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr><td>福利厚生業</td><td>—</td><td>—</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※ その他、市場の実情に応じて事業の承認を行わない場合があります。</p>		本場	東部市場	南港市場	冷蔵庫業	1	1	—	加工業	1	0	3	運搬業	3	2	—	買出人整理業	2	2	—	食料品販売業	72	48	—	運送業	9	7	1	物品販売業	60	27	—	飲食業	37	12	—	金融業	4	2	—	理容業	2	2	—	医業（歯科医業及びマッサージ業を含む。）	3	2	—	郵便事業	1	1	—	福利厚生業	—	—	1
	本場	東部市場	南港市場																																																						
冷蔵庫業	1	1	—																																																						
加工業	1	0	3																																																						
運搬業	3	2	—																																																						
買出人整理業	2	2	—																																																						
食料品販売業	72	48	—																																																						
運送業	9	7	1																																																						
物品販売業	60	27	—																																																						
飲食業	37	12	—																																																						
金融業	4	2	—																																																						
理容業	2	2	—																																																						
医業（歯科医業及びマッサージ業を含む。）	3	2	—																																																						
郵便事業	1	1	—																																																						
福利厚生業	—	—	1																																																						
標準処理期間	2週間～1か月（補正に要した期間を除く。）																																																								
経由日数	なし																																																								
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）																																																								
提出時期	随時																																																								
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）																																																								
手数料	なし																																																								
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）																																																								
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shi_jo/page/0000023288.html																																																								
備考	—																																																								